

告 示

埼玉県告示第三百二十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年三月九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
NPO法人日本スピードボール協会
- 三 代表者の氏名
疋 野 将 人
- 四 主たる事務所の所在地
（変更前） 千葉県松戸市常盤平陣屋前九、十五 四百一
（変更後） 埼玉県越谷市大字恩間六十四番地十一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、国民に対して、スピードボールに関する事業を行い、国民の福祉、健康及び体力づくり並びにスポーツイベントを通じた国際交流に寄与することを目的とする。